

◇大阪市水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当の支給割合を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規程は、令和6年12月1日から施行することにしました。

(水道局総務部職員課)